中央情報専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、情報・通信技術、ビジネス及び日本語に関する実践的かつ高度の専門教育を 行い、もって高度情報化社会における産業経済の発展と人類の福祉及び国際社会に貢献 し得る人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、中央情報専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県新座市東北2丁目33番10号に置く。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程、学科、修業年限、定員等)

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科 名		修業 年限	入学 定員	総定員	備考
工業	専門	ITプロフェッショナル学科		4年	20名	80名	昼間
上未	課程	情報システム学科	計報システム学科		70名	140名	昼間
1. 42.14	専門課程	Webビジネス学科 :		2年	50名	100名	昼間
		情報ビジネス科		3年	40名	120名	夜間
		日本語本科	I部	2年	20名	40名	
文化・		40名	昼間				
教養		日本語本科	I 部	1.5年	20名	40名	外国人
			暗Ⅱ	1.5年	20名	40名	
	合 計 260名 6002			600名			

2 本校の別科は、次のとおりとする。

学科	修業年限	定員	備考
パソコン入門コース	1 ヶ月	40名	
パソコン速成コース	3 ヶ月	40名	
情報処理速成コース	6 ヶ月	40名	
CAD/CAM実践コース	3 ヶ月	40名	

(学年及び学期)

- 第 5 条 本校の学年は、4月1日(又は10月1日)に始まり翌年3月31日に終わる。
 - 2 学期は、次のとおりとする。
 - (1)前期(後期) 4月1日から9月30日まで
 - (2)後期(前期) 10月1日から翌年3月31日まで
 - 3 但し、日本語本科1.5年コースに関しては、1年次が10月1日に始まり、翌年9月30日に終わり、2年次は10月1日に始まり翌年3月31日に 終わるものとする。

(休業日)

- 第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、校長は、特に必要があると認める場合には、 休業日においても授業を行うことがある。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で休日とされる日
 - (3) 夏期休業日 8月 1日から8月31日まで
 - (4) 冬期休業日 12月21日から1月 7日まで
 - (5) 春期休業日 3月21日から4月 8日まで
 - (6) 埼玉県民の日 11月14日 (7) 開校記念日 5月 2日

第 3 章 教育課程、授業時数及び職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第2のとおりとする。

(始業及び終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、別表第1のとおりとする。

(職員組織)

- 第 9 条 本校に、次の教職員を置く。
 - 1. 校長 1名
 - 2. 教員

	工業専門課程	商業実務専門課程	文化·教養専門課程	計
教員	4名	3名	3名	10名
講師	3名	2名	2名	7名
助手				
計	7名	5名	5名	17名

- 3. 事務職員 3名
- 4. 学校医 1 名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰等

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者とする。

2 外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

- 第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。
 - (1)本校に入学しようとする者は、本校の定める入学志願書に必要事項を記載して、第2 5条に定める入学検定料を添えて指定する期日までに出願しなければならない。
 - (2)前号の手続きを終了した者に対して選考を行い、校長が入学を許可する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、本校の定める日までに第25条に定める入学金等を添え手続きをとらなければならない。
 - (4)前項に定める手続きが所定の期日までに行われないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入学)

第13条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学及び復学)

- 第14条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により、30日以上休学する場合は、診断書及び その事由を記して願い出て、校長の許可を受けなければならない。
 - 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退 学)

第15条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記して願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(懲戒処分)

- 第16条 学生が本校の規則に違反したり、学生の本分に反する行為があったときは校長はこれを 懲戒処分に付することができる。
 - 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3)正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第17条 授業料その他の納付金を3ヵ月以上滞納した者は、除籍することができる。

(試 験)

- 第18条 試験は、前期及び後期の終りに各科目について行う。ただし科目の種類によっては、平 常の成績をもって試験による評価に替えることができる。
 - 2 前項の定期試験のほか、教育上必要があるときは、随時に試験を行うとができる。

(成績評価)

第19条 成績は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格する。

(課程修了の認定)

第20条 各学年の課程の修了は、校長が出席状況と学習の評価に基づいて、学年末に認定する。 2 前項による認定の方法は、校長が別に定める。

(原級留置)

第21条 各学年の所定の課程を修了することができなかった学生について教育上必要があるとき は、原級に留め置くことがある。

(卒 業)

第22条 本科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、試験に合格し所定の単位を取得した 者を卒業とし、卒業証書を授与する。

(専門士の称号付与)

第23条 前条により、工業専門課程ITプロフェッショナル学科を修了した者には高度専門士(工業専門課程)の称号を、同情報システム学科を修了した者には専門士(工業専門課程)の称号を、商業実務専門課程Webビジネス学科、同情報ビジネス科を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を授与する。

(表 彰)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第 5 章 入学金、授業料その他

(入学金及び授業料等)

第25条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

	0 120/1011 13 10	,, y, - C 11-)	C / 90		
学科	入 学 金 (入学時)	授 業 料 (年額)	実 習 費 (年額)	施設設備費 (年額)	合 計
ITプロフェッショナル 学科	100, 000	480, 000	80, 000	120, 000	780,000 円
情報システム学科	100, 000	480, 000	80, 000	120, 000	780, 000 円
Webビジネス学科	100, 000	480, 000	80, 000	120,000	780, 000 円
情報ビジネス科	30, 000	480, 000			510,000 円
日本語本科	50, 000	480, 000		48, 000	578, 000 円

- 2 入学選考料は10,000円とする。但し、文化・教養専門課程日本語本科に限り、選考料 を無料とする。
- 3 学生が在籍中は、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 一旦納めた入学検定料、入学金、実習費、施設設備費については、原則として理由のいかんにかかわらず返還しない。但し、3月31日までに入学辞退を届け出て学校長に承認された者については、既納の授業料、実習費、施設設備費については原則として返還する(専願、推薦入学、留学生の学費免除入学などで、代わりの入学者を容易に確保することができる時期を過ぎた場合などはその限りではない)。
- 5 別科の入学金及び授業料等は、別に定める。
- 6 人物が優れ、学業成績等が特に優秀な者は、別に定めるところにより特待生として認定し、 授業料などの全額又は一部を免除することができる。

- 7 生活困窮家庭の学生及び外国人留学生など経済的理由で就学が困難な者に対しては、別に定めるところにより、授業料などの一部を減額若しくは免除することができる。
- 8 日本語本科においては、大学の別科等により1年間日本語を履習した者を2年次に編入することを認める。

第6章 雑 則

(雑 則)

第26条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

第27条 日本語本科に関する必要な事項は、校長が別に定める。

第28条 別科に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附

この学則(改定)は、平成24年4月1日から施行する。